

団体年払・半年払取扱特約条項

(平成20年6月2日改正)

第1条 (取扱の範囲)

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して団体年払または半年払の取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条 (保険料率)

1. この特約条項を適用する半年払契約の保険料率は、団体半年払保険料率とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第3条 (保険料の払込)

1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条 (特約の失効)

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体年払、半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により団体年払、半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、個人扱の年払または半年払に変更し、団体半年払保険料率を将来に向かって更正します。